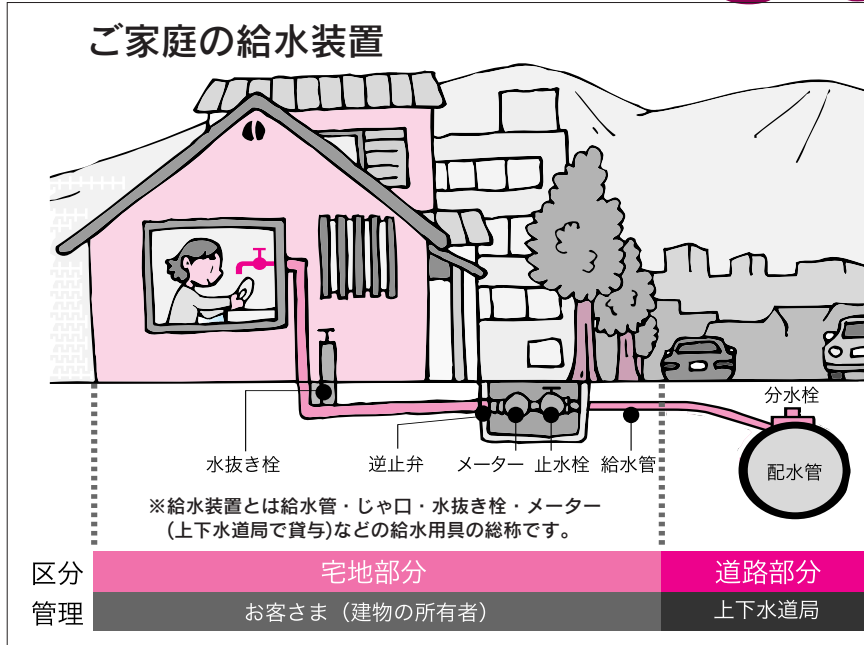


# 上下水道局だより 水道の広場



◆給水装置はお客さまの財産です◆  
給水装置はお客さまの財産です。そのため、故障や漏水の点検など、維持管理は所有者または使用者が行うこととなります。宅地内の漏水はお客さまの料金などにも影響しますので、定期的に確認しましょう。

## 定期的に漏水の点検を

### 家庭でできる漏水の確認方法

水道使用量・料金等のお知らせ  
水道をご利用いただきありがとうございます。

お客さま番号 **1234567-000**  
給水装置場所  
川尻みよし町

水乃 環太朗 様

平成 19年 10月分 口径 13mm  
使用期間 19年 8月 2日 ~ 19年 10月 2日

今回指針	1,500 m <sup>3</sup>
前回指針	1,500 m <sup>3</sup>
推定水量(累計)	0 m <sup>3</sup>
メーター取替えまでの水量	0 m <sup>3</sup>
使用水量	100 m <sup>3</sup>

前年同月の使用水量は 33 m<sup>3</sup>です。

今回請求予定額	
内 訳	金額(消費税等相当額含む)
水道料金	17,430 円
下水道使用料	19,236 円
合計金額	36,666 円

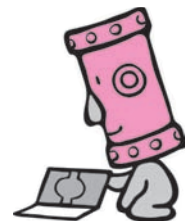
【口座振替予定】		
(単位:円)	10/26振替	11/27振替
水道料金	8,715	8,715
下水道使用料	9,618	9,618
合計金額	18,333	18,333

通信欄  
使用水量の変動が大きいので  
使用状況を連絡ください。

●検針時のお知らせ票で



●水道メーターで



水道メーターのパイロットという部分で確認します。パイロットは水の流れを示しますので、すべてのじゃ口を閉めてもパイロットが回転している場合は、どこかで漏水している可能性があります。

前年同月の使用水量を表示しています。今回の水量と比べてみましょう。

前回と前々回の使用水量の平均値と比べて変動が大きい場合は、通信欄でお知らせします。

※漏水の確認方法は、上下水道局ホームページでも紹介しています。

漏水を発見したとき、または漏水と思われる場合は、上下水道局へご連絡ください。

- 修理が必要な場合は秋田市指定工事業者へ依頼してください(修理費用はお客さまの負担となります)。
- 漏水も水道料金の対象となりますので、早急な修理をお願いします。





問い合わせ お客様センター ☎(823)8431

# マンションやビルなどの

# 貯水槽水道の適正な管理を

マンションやビルなどの高い建物では、供給された水をいったん受水槽に貯め、これをポンプで屋上などにある高架水槽にくみ上げてから、建物の利用者に飲み水として供給しています。これを「貯水槽水道」といい、受水槽と高架水槽を合わせた設備を一般的に貯水槽といいます。

貯水槽設置者は、安全な水を確保するため、専門業者による貯水槽の清掃と検査機関による水質検査を定期的に行い、適正に管理してください。

<p><b>1</b> <b>貯水槽の清掃</b></p> <p>1年に最低1回以上、定期的に行う。</p> 	<p><b>3</b> <b>水質検査の実施</b></p> <p>じゃ口からでる水の水質検査を定期的に行う。</p> 
<p><b>2</b> <b>貯水槽の点検</b></p> <p>水槽にひび割れがないか、汚水などによって汚染されていないかなど、定期的に検査を行う。</p> 	<p><b>4</b> <b>水の汚染事故が起これば</b></p> <p>供給する水が健康を害するおそれがあったら、ただちに給水を停止し利用者に知らせる。</p> 

●マンション、ビルなどで貯水槽水道の水を利用し、色、濁り、臭い、味などに異常を感じた場合は、すぐに貯水槽の設置者か上下水道局へご相談ください。

問い合わせ 給排水課 ☎(823)8432

●旧秋田市で水道水以外の水(井戸水・沢水など)を使用している場合

**下水道使用料等の請求方式が変わります**

旧秋田市の一般家庭で、井戸水・沢水など水道水以外の水をご使用のお客さまの下水道使用料は、これまで3か月ごとの請求でしたが、4月から、2か月ごとの請求に変更させていただきます。農業集落排水・個別排水処理使用料についても同様です。

※水道水と水道水以外の水を両方使用の場合  
検針時にお配りする「水道使用量・料金等のお知らせ」の下水道使用料欄には、水道水使用分と水道水以外の水使用分を合わせた金額を表示します。

●水道水以外の水をご使用になる場合  
の下水道使用料等について

井戸水・沢水など水道水以外の水を使用し、その排水を公共下水道へ流す場合、下水道使用料を負担していただきます。そのため、水道水以外の水の使用を開始または中止するなどの場合には、必ず届出をしてください。

なお、現在、水道水以外の水を使用していて、まだ届け出をしていないかたは、左記までお問い合わせください。農業集落排水・個別排水についても同様です。

問い合わせ お客様センター ☎(823)8431

## ▼給水装置や排水設備の工事は届け出を

水道の引き込みなど宅内の給水装置の工事や、トイレ・雑排水の下水道管接続など排水設備の工事を行う場合は、上下水道局に届出が必要です。また、いずれも指定工事業者でなければ工事できません。

問い合わせ 給排水課 ☎(823)8432

# 引っ越しのシーズンです 水道の手続きもお忘れなく！



3月・4月は転入転出の時期です。引っ越しに伴う水道の使用中止・開始の届け出を、忘れずにお願ひします。大変込合う時期ですので、引っ越しの1週間前までに左記に電話でご連絡ください。

## 連絡先

上下水道局お客様センター

☎(823)8431

河辺お客様センター

☎(882)5251

雄和お客様センター

☎(880)5555

## 【受付時間】

午前8時30分～午後5時30分

(土・日曜日、祝日を除く)



## 使用中止するとき

次のことを電話でお知らせください。なお、「お客さま番号」を伝えると手続きがスムーズです。お客さま番号は、水道使用量・料金等のお知らせ票や納入通知書兼領収書に記載されています。

- 住所 (アパート名・部屋番号)
- 氏名 (水道使用者名)
- 連絡先 (引っ越し先または携帯電話番号)
- 引っ越し日 (使用中止日)
- 引っ越し先の住所

◆市内で引っ越しの場合は、引っ越し先の水道の使用開始手続きもお忘れなく。

## 使用開始するとき

次のことを電話でお知らせください。

- 住所 (アパート名・部屋番号)
- 氏名 (水道使用者名)
- 連絡先 (自宅または携帯電話番号)
- 引っ越し日 (使用開始日)

また、アパートや貸家などの玄関、ポストに入っている「口座振替申込書」でも届け出ができます。必要事項を書いて、返信用封筒で郵送してください。

◆入居したときに水が出るか確認してください。(水抜き栓で止まっている場合もあります。水抜き栓を操作しても水が出ない場合はご連絡ください)

## ●水道料金のお支払いは便利な口座振替で

口座振替の申し込みは、上下水道局の各お客様センターおよび取扱金融機関の窓口でできます。「お客さま番号」を確認のうえ、預金通帳、金融機関届け出印をお持ちになって、手続きをしてください。

また、口座振替をご利用のお客さまは、2か月ごとの支払いを毎月支払いにすることが出来ます。希望するかたは電話でお申し込みください。

## ●口座を引き継ぎできます

市内での引っ越しの場合、引っ越し前の口座を引き継ぐことができます。引っ越しの連絡の際にお申し込みください。

## ●コンビニでもお支払いできます

引っ越しに伴い口座を解約されるかたは、コンビニで料金を支払うことができます。納入通知書の裏面に記載されている取扱店をご確認ください。

## ●こんな場合もご連絡ください

引っ越しに伴う届け出のほか、次のような場合も届け出や連絡が必要です。

- 水道の使用者や所有者が変わったとき (名前が変わったとき)
- 家の取り壊しなどで水道を廃止するとき
- 長期間水道を使用しない場合や、再度使用する時 (長期出張、旅行、入院など)
- 一時的に使用する場合

# 平成20年度水質検査計画を策定しました

## 水質検査計画とは

お客さまに、より安心して水道水をご利用いただくため、水源から浄水場、そして各家庭のじゃ口の水に至るまで、「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」「どの地点で」検査するかなどを示したものが水質検査計画で、毎年事業年度前に策定、公表しています。

## 平成20年度水質検査計画のおもな内容

- ◆基本方針
- ◆水道事業の概要
- ◆原水の水質並びに水道水の水質状況
- ◆検査項目、検査頻度、採水地点とその理由
- ◆水質検査方法
- ◆臨時水質検査



水質検査で安全な水道水

## ご意見をお寄せください

みなさまのご意見を水質検査に反映させるため、水質検査計画・水質年報に対するご意見、ご要望をお寄せください。

水質検査計画および平成18年度水質年報は、上下水道局ホームページ、またはお客様センター(上下水道局川尻庁舎1階)、河辺お客様センター、雄和お客様センターと市役所市民相談室の窓口で閲覧できます。

## ●ご意見はこちらへ

〒010-0952  
秋田市豊岩豊巻字上野164  
秋田市上下水道局水質管理センター

☎(0208)1451

ファクス(0208)02091

Eメール

ro-wtqc@city.akita.akita.jp

## 上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

# 平成20年度 上下水道モニターを募集します

上下水道局では、水道事業および下水道事業に対するお客さまのご意見を事業に反映させるため「秋田市上下水道モニター」を採用しています。平成20年度の上下水道モニター20人を募集しますので、関心のあるかたは、ぜひご応募ください。

## ●活動内容：モニター懇談会(年4回程度、平日に開催)への出席。

水道や下水道に関する意見などの提出

●募集対象：秋田市に居住し、市の水道を使用している20歳以上のかた

## ●任期：委嘱状交付(4月下旬予定)から21年3月31日まで

## ●委嘱料：懇談会の出席状況に応じて支払います(上限6千円以内)

## ●応募方法：郵便はがきに①郵便番号・住所②氏名③年齢④職業⑤電話番号⑥応募の動機、水道や下水道についてのご意見を記入

## ●締め切り：3月18日(火)

## ●応募先：〒010-0945 秋田市川尻みよし町14-8 秋田市上下水道局 総務課 企画情報係 ☎(0208)0404

## ●決定時期：応募多数の場合は、地域性や動機などを考慮し、選考により決定します。結果は3月末までにご連絡します。

水道・下水道についてのご相談・お問い合わせは、上下水道局お客様センター (823) 8431

「上下水道の広場」では、皆さまからのご意見・ご感想・ご質問などをお待ちしています。

宛先/〒010-0945秋田市川尻みよし町14-8 上下水道局総務課企画情報係 (823)8434 ファクス(824)7414

Eメール ro-wtmn@city.akita.akita.jp

上下水道局ホームページでは、水道と下水道に関するさまざまな情報をご覧になれますので、ご利用ください。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>